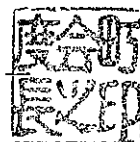


度会町告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本町の区域内において字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月19日

度会町長 中村 順



- 1 度会郡度会町立岡字竹島に編入する区域  
度会郡度会町大久保字竹島158の2から158の4まで
- 2 度会郡度会町大久保字中出に編入する区域  
度会郡度会町立岡字竹島520の1から520の19まで